

第5号議案

件名	栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正について
提案理由等	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第二百十一条で定められた教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部改正に伴い、栃木県教育職員免許状に関する規則（平成元年栃木県教育委員会規則第十三号）の一部について所要の改正を行うものである。

栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正について

教育委員会事務局義務教育課

1 改正の趣旨

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行により、禁錮が廃止され、これに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)第211条で定められた教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の一部改正に伴い、栃木県教育職員免許状に関する規則(平成元年栃木県教育委員会規則第13号)の一部を改正するもの。

3 施行期日

令和7年6月1日

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行日と同日)

(改正後)

別記様式第2号(第7条―第14条関係)

宣 誓 書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。

年 月 日

氏名
(本人署名の場合は押印省略可) 印

付 記

教育職員免許法第5条第1項

第3号 拘禁刑以上の刑に処せられた者

第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(改正前)

別記様式第2号(第7条―第14条関係)

宣 誓 書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。

年 月 日

氏名
(本人署名の場合は押印省略可) 印

付 記

教育職員免許法第5条第1項

第3号 禁錮以上の刑に処せられた者

第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者